

たので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成17年4月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハイパーモールメルクス山鹿
熊本県山鹿市方保田字鳥越 3462 番 1 ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時30分
変更後 24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時から午後10時まで
変更後 24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

No	変更前	変更後
荷さばき施設 No1 ~ No3	午前8時~午後7時	午前6時~午後10時
荷さばき施設 No4, 5	午前6時~午後8時	

- 3 変更する年月日
平成17年3月30日
- 4 変更する理由
営業政策のため
- 5 届出年月日
平成17年3月29日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
平成17年4月20日から平成17年8月20日まで

熊本県公告第337号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成16年11月2日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により旧鹿本町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成17年4月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス鹿本店
熊本県山鹿市鹿本町御宇田字水洗 661 ほか
- 2 市町村意見の概要
店舗出入口には、一般車輛とのトラブル防止や歩行者の安全確保のためには、万全なる交通対策をとる必要性がある。例えば、右折車輛を減少する為の誘導看板等を多く設置する対策。また、店舗出入口には警備員の配置をする等、営業開始前はもとより開始後も細心の配慮を願いたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
平成17年4月20日から平成17年5月20日まで

登載依頼

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年4月20日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第26号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表本庁の表知事部局の項中「首席農業専門技術員 首席林業専門技術員」を削る。
別表出先機関の表地域振興局の項中「室長」及び地域農業改良普及センターの項を削り
同表こども総合療育センターの項を

「こども総合療育センター 所長 審議員 事務長 医長（本庁課長級に限る。） 総看護師長」に改

め、同表清水が丘学園の項を

清水が丘学園	園長 審議員 副園長
--------	------------

に改め、同表労働相談情報センターの項を削り、同表林業研究指導所の項を

林業研究指導所	所長 審議員 次長
---------	-----------

に改め、同表熊本駅周辺整備事務所の項を

熊本駅周辺整備事務所	所長 審議員 次長
------------	-----------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 4 月 20 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 27 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表中七城町及び旭志村の項を削り、同表大津町の項中「大津町」を「(菊池郡)大津町」に改め、同表中泗水町の項を削り、同表小国町の項町長部局本庁の欄中「課長」を「課長 審議員」に改め、同表中蘇陽町、矢部町及び清和村の項を削り、同表甲佐町の項の次に

山都町	議会事務局	局長
	町長部局	本庁（収入役室を含む。） 総合支所 老人ホーム 隣保館 病院
	教育委員会	事務局 中学校 小学校
	農業委員会事務局	局長

を加え、同表中田浦町及び芦北町の項を削り、同表泉村の項の次に

(葦北郡) 芦北町	議会事務局	局長
	町長部局	本庁（収入役室を含む。） 基幹支所
	教育委員会	事務局 中学校 小学校
	農業委員会事務局	局長

を加える。

別表一部事務組合の表中菊池広域行政事務組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 4 月 20 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 28 号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和60年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第11条の2」に改め、第1条中「第7項」を「第8項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊会公告第233号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年4月20日

熊本県警察本部長 樋口 真人

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
熊本県警察図面管理システム装置 一式
- (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 借入期間
平成17年7月1日から平成22年6月30日まで
- (4) 納入期限
平成17年6月30日（木）
- (5) 納入場所
要求仕様書による。
- (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては60月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6の(3)記載の入札日の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成17年4月20日（水）から平成17年4月27日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札に参加できる者

- 2に掲げる入札参加資格を有する者で、納入物品の仕様を示す書類を平成17年5月11日（水）午後6時までに5に記載する場所へ提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。